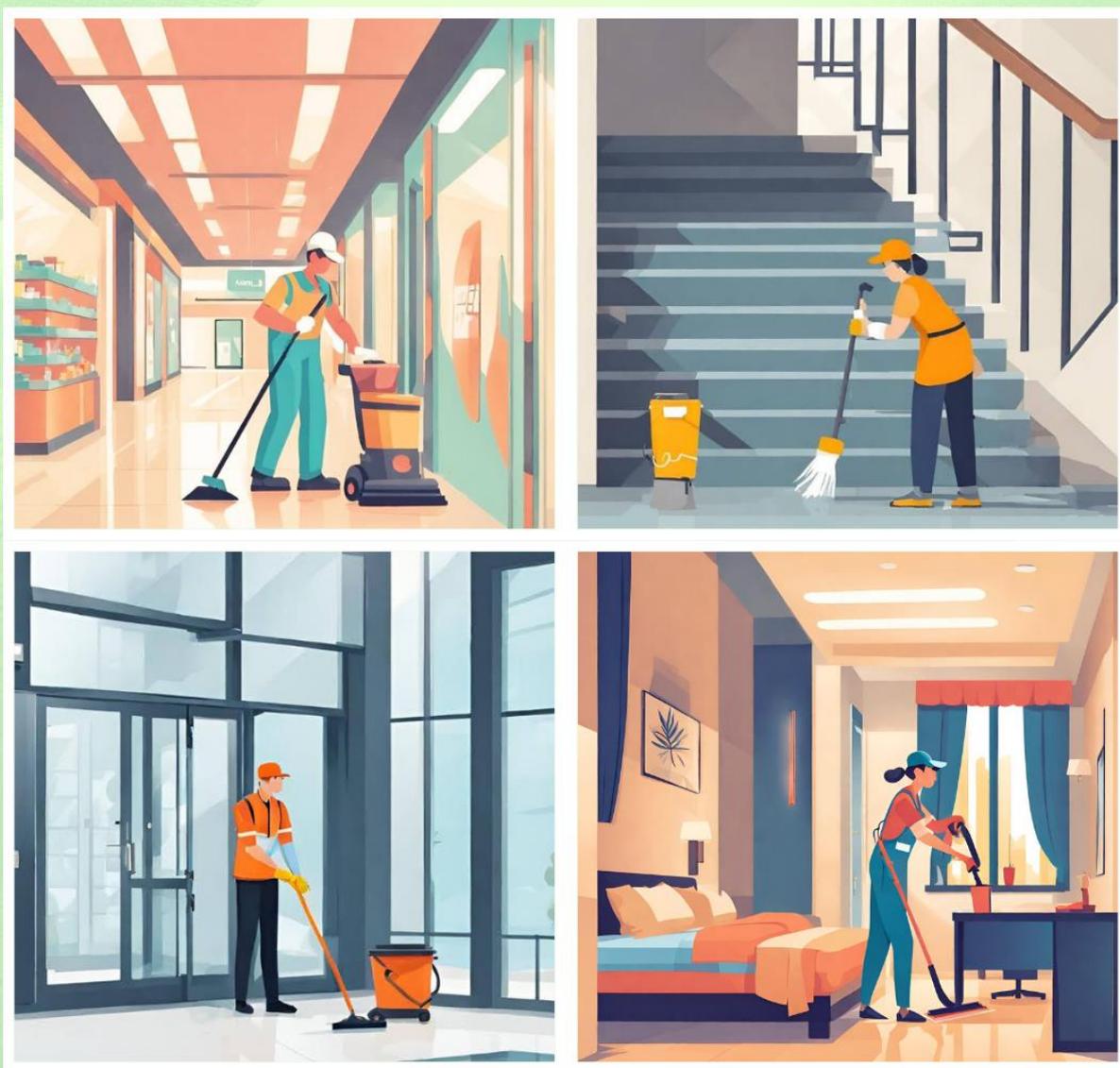


# ビルクリーニング分野の 特定技能制度

～特定技能外国人を目指す方へ～



株式会社アットグローバル  
(厚生労働省委託事業)

# はじめに

在留資格「特定技能」の運用が 2019 年 4 月からスタートしました。「特定技能」で働ける分野は現在 16 業種あり、ビルクリーニング分野は、2024 年からの 5 年間で上限 3.7 万人の受入れを見込んでいます。

本ガイドブックは

1. 「特定技能」の特徴
2. 「特定技能 1 号」で働くために
3. ビルクリーニング分野の「特定技能 1 号」
4. 入国・生活のサポート紹介

で構成されています。

特定技能制度とビルクリーニング分野のお仕事について理解を深めていただくため、本ガイドブックを活用していただければ幸いです。

厚生労働省委託事業

「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査一式」

令和 6 年度受託者 株式会社アットグローバル

# 目次

1 在留資格「特定技能」 .....	4
1.1 「特定技能1号」の特徴 .....	4
1.2 「特定技能2号」の特徴 .....	4
2 在留資格「特定技能1号」で働くために.....	5
2.1 「特定技能1号」で働くための条件.....	5
2.2 入社するまでの流れ.....	5
3 ビルクリーニング分野の「特定技能」.....	8
(1)清掃する場所 .....	8
(2)清掃の方法.....	9
(3)キャリアアップ.....	10
(4)ビルクリーニングで働く先輩たちの声.....	111
(5)仕事の探し方.....	11
(6)日本語試験とビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の情報.....	112
(7)ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験勉強の方法.....	113
(8)ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験の内容 .....	114
4 入国・生活のサポート紹介 .....	17
5 おわりに .....	1

# 1 在留資格「特定技能」

## 1.1 「特定技能 1 号」の特徴

1. 特定技能は、日本の深刻な人手不足を解決するため、一定の専門性と技能を有し、即戦力となる外国人の方に働いてもらうための在留資格です。特定技能には、1号と2号があります。
2. ビルクリーニング分野で技能実習2号まで修了している場合、特定技能1号の取得要件を満たしています。
3. ビルクリーニング分野で技能実習2号まで修了していない場合は、試験（技能試験・日本語試験）に合格すれば特定技能1号の取得要件を満たすことができます。<sup>1</sup>
4. 特定技能1号では最長で5年間働くことができます。転職も可能です。

## 1.2 「特定技能 2 号」の特徴

1. 以下の要件を満たせば、特定技能1号から特定技能2号に移行できます。
  - a. 作業員の指導及び現場管理の実務経験を2年以上有していること
  - b. ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験又はビルクリーニング技能検定1級に合格すること
2. 特定技能2号では無期限で働くことができます。日本に家族を呼び寄せることも可能です。

<sup>1</sup> 技能実習生が同じ産業分野で特定技能1号へ移行する場合は、試験（技能試験・日本語試験）の合格はいずれも不要。ただし技能実習修了後、異なる産業分野で特定技能1号として就労するなら、技能試験合格が必要。

## 2 在留資格「特定技能 1 号」で働くために

### 2.1 「特定技能 1 号」で働くための条件

特定技能 1 号として働くためには、次の基準を満たしている必要があります。

1. 18 歳以上であること
2. 健康状態が良好であること
3. 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
4. 保証金の徴収等をされていないこと
5. 外国の機関に費用を支払っている場合は、額・内訳を十分に理解して機関との間で合意していること
6. 送出国で遵守すべき手続きが定められている場合は、その手続きを経ていること
7. 食費、居住費等外国人が定期的に負担する費用について、その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり、明細書その他の書面が提示されること
8. 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

### 2.2 入社するまでの流れ

#### (1) 現在日本において技能実習生として働いているなら



- ビルクリーニング分野の技能実習生は、技能実習 2 号を良好に修了すると、日本語試験・ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験のいずれも不要になります。
- ビルクリーニング分野以外の技能実習生は、技能実習 2 号を良好に修了すると、日本語試験の合格は不要ですが、ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験に合格し、ビルクリーニング会社に内定をもらう必要があります。今の会社としっかり相談をしたうえで試験勉強と転職活動を始めましょう。

## (2)現在日本にいる留学生なら



- 留学を終えた後、日本国内で特定技能外国人として働く場合は、日本語試験とビルクリーニング分野特定技能1号評価試験に合格し、ビルクリーニング会社に内定をもらう必要があります。
- 留学中に行うアルバイトは週に28時間以内がルールです。ルールを守り、将来の在留資格の変更のときに問題が起きないようにしましょう！

## (3)現在海外にいる技能実習経験者なら

ビルクリーニング分野で技能実習2号を修了していたら



- ビルクリーニング分野の技能実習2号を修了し帰国した後、また日本のビルクリーニング分野で働きたい場合、「特定技能1号」で再就労が可能です。その際、試験は必要ありませんが、改めて日本への入国手続きが必要です。

## ビルクリーニング分野以外の技能実習を修了していたら



- ビルクリーニング分野以外の技能実習 2 号を修了しているなら、日本語試験は不要です。ただし、ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験の合格が必要です。

## (4) 現在海外にいて日本での就労経験がないなら



- 日本語試験とビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験に合格しましょう。<sup>2</sup>

<sup>2</sup> 自国でビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験が開催されていない場合、在留資格「短期滞在」で来日して、日本で試験を受けることも可能です。

## 3 ビルクリーニング分野の「特定技能」

### (1) 清掃する場所

ショッピングモール、病院、ホテル等、いろいろな場所を掃除します。

ホテル



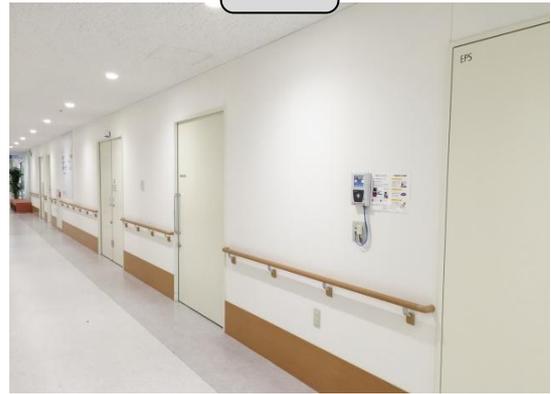
オフィス



モール



病院



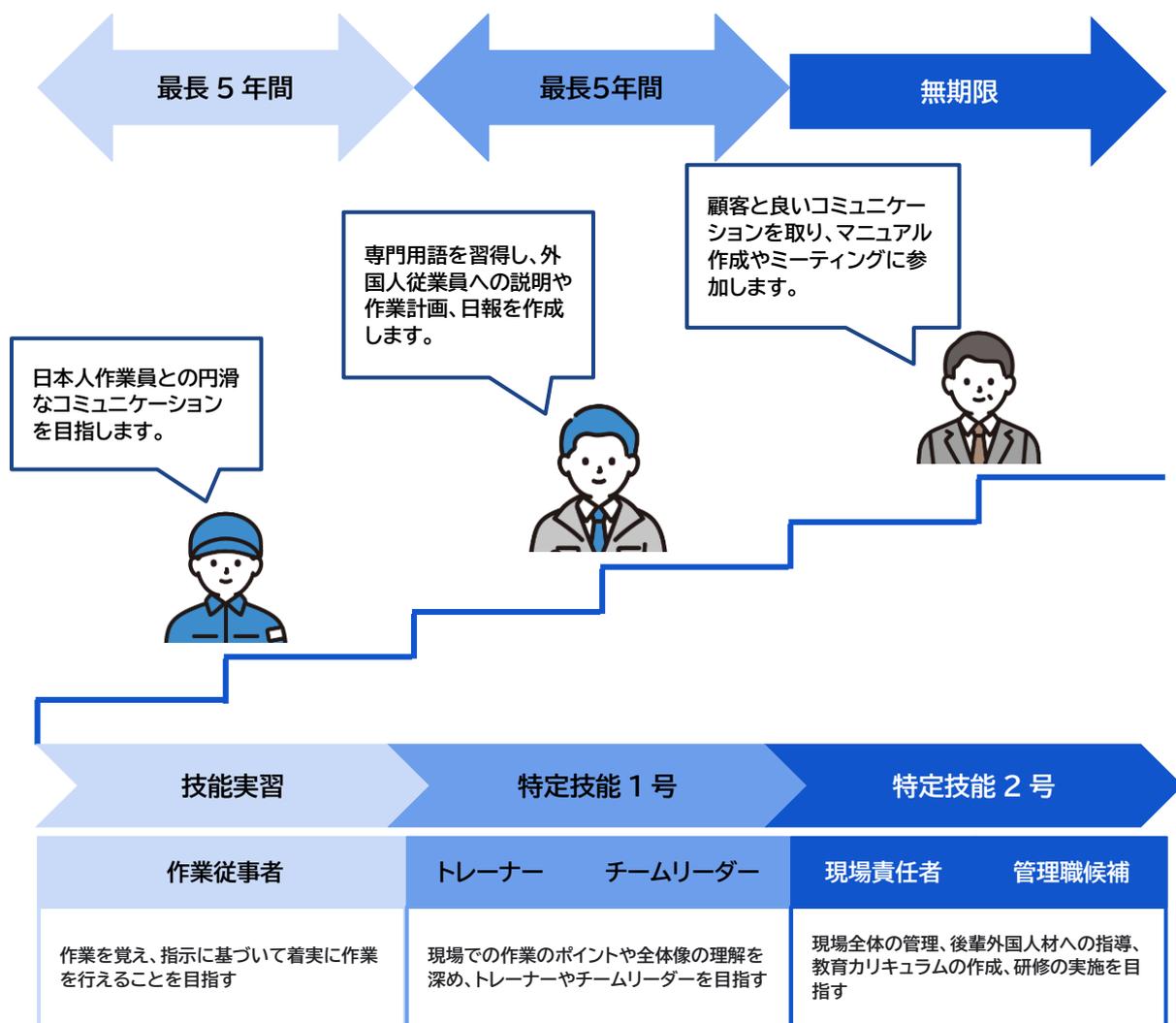
## (2)清掃の方法

一例として、床の拭き清掃や掃き清掃、窓拭き、トイレ・洗面所の清掃などがあります。



### (3) キャリアアップ

企業によっていろいろなキャリアアップの流れがありますが、例えば以下の図のようなステップが考えられます。



## (4)ビルクリーニングで働く先輩たちの声

### 国籍:タイ(男性)

- 2～3人で清掃現場(オフィスビル)へ行きます
- 現場への移動は車のサポートがあり、困ることはありません
- 今のお給料には満足しています
- ビルクリーニングの仕事を変えようとは思いません



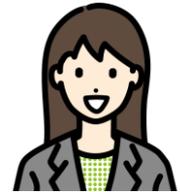
### 国籍:ベトナム(男性)

- ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験は、会社の社員さんが教えてくれ、2週間程度の勉強で合格することができました
- 会社の先輩は楽しい人が多く、仕事は楽しいです
- 早く後輩に仕事を教えられるようになりたいです



### 国籍:ミャンマー(女性)

- ホテル内の清掃作業をしています
- アルバイトが清掃した後のチェックを任されています
- 最終的にはインスペクションを目指します
- 現場のマネージャーはとても優しく接してくれ、仕事は楽しいです



## (5)仕事の探し方

日本のビルクリーニング企業は、ホームページなどを活用して求人を出していますので、興味をもった企業に応募してみましょう。例えば、ASCFも企業とのマッチングのサポートを行なっています。(15ページ参照)SNSなどでも求人情報がありますが、「SNSで好条件の仕事を紹介され、行ってみると全然違う仕事だった」、「聞いていた話と違った」、「転職したが、結局仕事がなかった」等の悪質な事例も多くありますので、注意しましょう。

一度帰国をした場合でも、送出機関や人材紹介会社等に連絡して企業を紹介してもらい、就職活動をする方もいます。

## (6)日本語試験とビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験の情報

	日本語試験		特定技能 1 号評価試験
種類	日本語能力試験 (JLPT) <a href="https://www.jlpt.jp/">https://www.jlpt.jp/</a>	国際交流基金 日本語基礎テスト (JFT-Basic) <a href="https://www.jpf.go.jp/jft-basic/">https://www.jpf.go.jp/jft-basic/</a>	ビルクリーニング分野特定技能 1 号 評価試験 <a href="https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu">https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu</a>
開催地域	日本、他 90 以上の国や地域	日本、他 12 か国	日本、インドネシア、フィリピン、タイ、スリランカ など
開催時期	7 月、12 月 (ただし、国外試験は、7 月または 12 月のいずれか 1 回になることもあります。)	ほぼ毎月	今後の試験実施予定 <a href="https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu">https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu</a>
合格発表までの期間	約 2 か月	当日	当日
その他	成績証明書発行が必要な場合は以下をご確認ください。 <a href="https://www.jlpt.jp/certificate/index.html">https://www.jlpt.jp/certificate/index.html</a>	判定結果通知書は、テスト日から 5 営業日以内に、予約ウェブサイト上で見られるようになります。 <a href="http://ac.prometric.jp.com/testlist/jfe/index.html">http://ac.prometric.jp.com/testlist/jfe/index.html</a>	CBT 方式(コンピューター・ベースド・テスト) 入国手続きに合格証明書が必要  合格証明書の発行申請については、受入予定機関若しくは合格者本人が行うことができます。

## (7)ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験勉強の方法

試験準備のための専用テキストや、ビルクリーニングの仕事についてよく知るための動画等があります。参考にしましょう！

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の試験対策テキスト(日本語他8言語)  
(以下の URL 又は QR コードから確認できます)

<https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu>



ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験の概要を説明した動画  
(以下の URL 又は QR コードから確認できます)

<https://www.youtube.com/watch?v=qA0qVg408nM>



ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験の訓練用動画  
(以下の URL 又は QR コードから確認できます)

<https://www.youtube.com/watch?v=NMfBxYNpsUA>



## (8)ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験の内容

ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験には、判断試験と実技試験があります。  
ここでは、過去の試験問題を紹介します。

### 判断試験の例(日本語で実施)

(以下の URL 又は QR コードから確認できます)

[https://www.j-bma.or.jp/wp-content/uploads/2019/12/2019tokutei\\_mondai\\_v2.pdf](https://www.j-bma.or.jp/wp-content/uploads/2019/12/2019tokutei_mondai_v2.pdf)



### 実技試験の例(日本語で実施)

清掃用の道具が試験会場に用意されています。

試験ではその道具を使って、以下の作業の一部を実際に行います。

(以下の URL 又は QR コードから確認できます)

<https://x.gd/SiwL3>



## ■BMTC 建築物管理訓練センターが提供する ASCF 外国人受入支援サービス

特定技能外国人材の受入れにあたって、ビルクリーニング分野では BMTC 一般財団法人建築物管理訓練センターが ASCF 外国人材受入支援センターを設置して、①適正人材の紹介支援・採用支援、②即戦力に向けた育成支援、③採用後の定着支援を一貫して提供しています(別添)。

さらに、ビルクリーニングに限定せずビル設備管理に従事する海外人材も含め、ビルメンテナンス業務全般に関する人材の採用・育成・定着支援の仕組みを提供して参ります。

### 1. 特徴

- (1)有料職業紹介事業および登録支援業務の免許を有する団体であること
- (2)ビルクリーニングに関して 50 年間の職業訓練実績を有する団体であること
- (3)ビル設備管理に関して全国的な職業訓練実績を有する団体であること

### 2. 提供サービス

- (1)外国人材の紹介・斡旋等の職業紹介サービス
- (2)外国人材の能力向上・育成・受検対策等の教育サービス  
※BMTC 外国人材育成規準
  - ①ビルクリーニング及びビル設備管理業務に関する実技訓練・学科講習
  - ②教育支援ツール(ソクノー式筋トレ、SOKOKARA、会話上手 等々)
- (3)外国人材(特定技能者)の登録支援サービス  
事前ガイダンス、定期面談、通訳
- (4)外国人材の受入支援向上サービス
  - ①共同開発ツール(グローバル、スマトレ、ビルバディ)
  - ②提携支援ツール(CQI、Oyraaa、レオパレス 21、外国人居住サポート 等々)
  - ③通訳サービス

### 3. 対象者別サービス

1) 受入企業	職業紹介、教育、登録支援、受入支援向上サービス
2) 外国人材	教育、登録支援、受入支援向上サービス
3) 登録支援機関	職業紹介、教育、登録支援、受入支援向上サービス
4) 監理団体	職業紹介、教育、受入支援向上サービス
5) 送出機関	職業紹介、教育サービス

### 4. 問い合わせ

<BMTC:一般財団法人建築物管理訓練センター>

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F

TEL: 03-3805-7575 <https://bmtc.or.jp/>

<ASCF:外国人材受入支援センター>

一般財団法人建築物管理訓練センター内

## BMTC 提供サービス (採用・育成・定着支援)

ASCF

①



### 適性人材の 紹介・採用支援

1. 技能実習・特定技能生採用に向けた説明、条件等の相談
2. 外国人材の住居支援
3. 現地提携機関の紹介、面接の調整(現地訪問、Zoom対応)
4. 適性検査(CQI)の実施

②



### 即戦力に向けた 育成支援

1. ビルクリーニング試験合格に向けた訓練指導  
＜技能実習生＞  
基礎級、随時3級、随時2級、  
＜特定技能生＞  
特定技能1号、2号
2. 日本語・生活習慣等の研修
3. 日本語教育アプリ
4. 通訳支援、通訳アプリ
5. ビルクリーニング基本動画

③



### 採用後の定着支援

1. 登録支援業務の実施
2. 外国人材および受入企業の適性検査(CQI)実施
3. 外国人材へのヒアリング(職場、生活環境等の不満、問題解消)
4. 監理団体、登録支援機関の相談(サポート体制の問題解消)
5. 特定2号(現場マネジメント)試験対策

## 4 入国・生活のサポート紹介

「特定技能1号」で働く場合、会社や会社が提携している登録支援機関から日本への入国や生活について以下のような支援を受けることができます。

1. 会社と契約したら、在留資格の申請前に、会社から「契約内容や働く内容」などを説明してもらうことができます。
2. 日本に来る時は、会社の人や空港まで迎えに来て、会社や家まで送ってくれます。また、あなたの国に帰る時には、会社の人や空港のセキュリティチェックまで付き添ってくれます。
3. 会社の人や住む家の保証人になってくれたり、会社の家(会社の社宅)を貸したりしてくれます。また、銀行の口座を作ったり、携帯電話や、電気・ガスの契約を手伝ったりしてくれます。
4. 会社の人や日本のルールやマナーを教えてください。また、バスや電車の乗り方や、地震などが起きた時に、どのようにしたらいいかを教えてください。
5. 会社の人や市役所や税金などの手続きに付き添ってくれます。また、手続きの書類を書くときに手伝ってくれます。
6. 会社の人や日本語を勉強するための学校の案内などをしてくれます。
7. 困ったことがあったら、あなたの国の言葉で相談をすることができ、アドバイスがもらえます。
8. 会社の人や、近くのお祭りにいく案内をしてくれたり、近くの日本人とお話をする機会を作ったりしてくれます。
9. 会社をやめろと言われた時は、会社から次の仕事を探すサポートをしてもらえます。
10. 会社のサポートのリーダーと定期的にミーティングをします。もし、仕事の問題があれば、相談することができます。

出典:出入国在留管理庁「特定技能ガイドブック」(外国人の方向け)<sup>3</sup>

<sup>3</sup> 出入国在留管理庁「特定技能ガイドブック」(外国人の方向け)  
(<https://www.moj.go.jp/isa/content/930006034.pdf>) 最終アクセス日: 2024年10月24日

## 5 おわりに

---

日本のビルクリーニングは、建物内環境を衛生的に、清潔に整え、人々の暮らしを健康面からサポートする仕事です。衛生的で清潔な環境を創り、お客様を出迎える「おもてなし」は、今では世界に誇れる日本の文化となっています。

特定技能 1 号制度を活用し日本のビルクリーニング技術を習得することで、ノウハウを学び「日本でキャリアアップを目指す」、「母国で環境ビジネスを興していく」などが可能となります。

このビルクリーニング分野の仕事についての理解を深めるために、本ガイドブックを活用していただければ幸いです。